

【重要なお知らせ】
新システム移行後における
電子記録債権サービスの休止日について

2020年12月14日（月）に、電子記録債権サービスは新システムへ移行します。

新システム移行後は、サービス休止日が以下のとおり変更となります。

<サービス休止日の変更内容>

新システム移行後	現在
<ul style="list-style-type: none">・毎月第2土曜日・GW(5/3～5/5)・年未年始(12/31～1/3)	<ul style="list-style-type: none">・毎月第2土曜日

※サービス時間については、変更ありません。